

青森県報

第九百九十五号

令和七年
十一月二十一日
(金曜日)

三 土砂の流出の防備
(一) 指定施業要件

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(二) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び三戸町役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 保安林の指定予定.....
(林政課) : 一
- 漁船保険付保義務の発生.....
(下北農林水産事務所) : 一
- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示.....
(高齢福祉課) : 二
- 農用地利用集積等促進計画の認可.....
(構造政策課) : 二

青森県告示第五百七十四号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第一百十二条第一項の規定による同意があつたと認めたので、同法第一百十二条の二第三項の規定により公示する。

令和七年十一月二十一日

青森県知事 宮 下 宗 一郎

青森県告示第五百七十三号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があつたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

令和七年十一月二十一日

青森県知事 宮 下 宗 一郎

- 一 保安林予定森林の所在場所
三戸郡三戸町大字貝守字丁塚四二の五（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林指定の目的

公 告

発起人の住所及び氏名	加入区の名称
下北郡大間町大字大間字細間二三の六八 小鷹 勝敏	大間
下北郡大間町大字大間字大間平一七の二二三 田中 勝	
下北郡大間町大字大間字大間平一七の八七 伊藤 義仁	

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第二百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

令和七年十一月二十一日

青森県知事 宮下宗一郎

○農用地利用集積等促進計画（売買）

青森県知事 宮下宗一郎				
所有権の移転を受ける者				
所有権の移転を受ける土地				
氏名又は名称	住所又は所在地	市町村	大字	字
飯塚 仁	青森市	青森市	高田	朝日山
菊地 智幸	南津輕郡藤崎町	青森市浪岡	増館	宮元
林 久利	青森市	青森市浪岡	女鹿沢	西富田
林 和寿	青森市	青森市浪岡	本郷	一本柳
松澤 公平	五所川原市	青森市浪岡	吉野田	樋田
木村 隆之	弘前市	弘前市	五代	従弟沢
佐藤 紀久雄	弘前市	弘前市	浜の町北一丁目	4番5
工藤 康記	つがる市	弘前市	三和	下池神
山本 修平	弘前市	弘前市	土堂	早川
鳴海 美菜子	弘前市	弘前市	檜木	牧野
有限会社まごころ農場	弘前市	弘前市	薬師堂	北熊沢
有限会社まごころ農場	弘前市	弘前市	薬師堂	北熊沢

項の規定により、農用地利用集積等促進計画を令和七年十一月二十一日認可したので、同令第七項の規定により当該農用地利用集積等促進計画を次のとおり公示する。

令和七年十一月二十一日

有限会社まご農場	弘前市	弘前市	美術堂	南熊沢	13番1	ほか3 筆
齊藤 卓覧	弘前市	弘前市	町田	筒井	57番	ほか1 筆
田澤 農志	南津軽郡田舎館村	平川市	新山	早舩田	87番1	ほか3 筆
株式会社そと川りんご園	平川市	平川市	広船	福田	298番	
株式会社そと川りんご園	平川市	平川市	広船	福田	200番1	ほか12 筆
相馬 築悦	平川市	平川市	唐竹	芦毛沢	2番2	
株式会社甚八りんご農園	平川市	平川市	中佐渡	上石田	127番	ほか15 筆
七戸 桂弘	平川市	平川市	沖館	向野	31番1	ほか2 筆
小野 和也	平川市	平川市	新館	高田	51番	ほか2 筆
小野 剛	平川市	平川市	新館	駒泊	21番81	
株式会社秋庭ファーム	北津軽郡鶴田町	北津軽郡鶴田町	野木	下池田	35番	
瀧谷 秀明	北津軽郡鶴田町	北津軽郡鶴田町	廻堰	大沢	40番1	
外崎 金義	北津軽郡中泊町	北津軽郡中泊町	宮野沢	螢澤	37番1	ほか5 筆
川村 豊美	十和田市	十和田市	奥瀬	中ノ渡	352番	ほか4 筆
ジョイント・ファーム株式会社	三沢市	三沢市	戸崎	戸崎	101番8 62	ほか1 筆

ジョイント・ファーム株式会社	三沢市	三沢市	三沢	戸崎	101番8 62	
瀬川 左一	上北郡七戸町	上北郡七戸町	七戸町	高屋敷	12番1	ほか1 筆

青森市長・島一丁人	青森市第一丁目	青森県第一号
青森市第二丁目	青森市第二丁目	青森県第二号
青森市第三丁目	青森市第三丁目	青森県第三号

(印刷所)
青森市東奥印刷株式会社

定価小口一枚二付二十一円七十銭

毎週月・水・金曜日発行